平成２６年（フ）第４３１号
神奈川県平塚市西真土１丁目２番91号　市川ハイツ３－202、前住所神奈川県平塚市田村５丁目26番１号
破産者　小田島奉通
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３１４号
神奈川県平塚市高浜台14番10号　１Ｆ
破産者　大原　広隆
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３５１号
神奈川県中郡二宮町山西1940番地の１　第四二見ハイツ２Ｆ５号室
破産者　松尾ハウジングこと　松尾　　博
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１号
長野県上田市中央２丁目７番２号
破産者　木下裕一朗
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第５３号
長野県佐久市安原979番地５
破産者　丸山八重子
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第２０９１号
愛知県北名古屋市石橋郷314番地　マンション385　205号
破産者　永津　淳治
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３５６号
名古屋市港区昭和町19番地の６
破産者　舟越　和明
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７２６号
名古屋市瑞穂区瑞穂通３丁目３番地、従前の住所名古屋市瑞穂区瑞穂通３丁目７番地の２花鳥ビル201号
破産者　田邊　政典
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８５２号
名古屋市北区山田１丁目９番５号
破産者　三山　哲男
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４７４号
神戸市北区上津台１丁目２番10号
破産者　長濵　光史
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９号
高知県室戸市浮津300番地６
破産者　田口　貞幸
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２７年（フ）第１８２号
大分市高城南町８番３号（第２清弥マンション405）
破産者　仲嶋　純一
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２４８号
大分県別府市大字南立石1857番地の３　市営向原住宅Ｂ棟402号
破産者　伊東　裕貴
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１５号
鹿児島県鹿児島市照国町１番23－1305号
破産者　汾陽千鶴子
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２２９号
北海道帯広市東９条南７丁目２番地４
破産者　新妻　宏美
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第４７号
青森県十和田市東三番町23番19号
破産者　長峯　久男
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第６１号
青森県三戸郡五戸町大字切谷内字大沢尻60－２、住民票上の住所青森県三戸郡五戸町字銀杏木１番地43
破産者　小泉由美子
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第２９号
岩手県奥州市水沢区南町５番24－７号　ラポール397Ａ棟、前住所岩手県奥州市水沢区字東町19番地４
破産者　穀田　幸治
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第２１３号
秋田市茨島２丁目６番４号
破産者　藤原　藤信
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部